

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十三年五月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人社団みなのり 介護療養型老人保健施設 みなのり	府中市元町四三番地の一	平成二十三年五月一七日